

柴監告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町長から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年8月4日

柴田町監査委員 中山 政喜

柴田町監査委員 我妻 弘国

記

平成26年度 随時監査（平成25年度工事請負・委託等契約（下期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年5月16日（柴監告示第4号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 構造物等の管理について</p> <p>白山トンネルの点検委託の報告によると、コンクリート自体は健全であるものの細かな亀裂や漏水が見られることから定期的に点検が必要とされている。</p> <p>現地を確認したところ、トンネル頭部の地形に変化は見られないとのことであるが、コンクリート内部の中性化に伴う遊離石灰がにじみ出ており、上半部と下半部の接合部分に劣化による剥離が見られるなどコンクリートの劣化が進行していると思われることから、定期観察を行うとともに対処法を検討していただきたい。</p> <p>また、全国的に橋梁等鋼構造物の劣化が問題になっており、国や県段階では橋梁の点検・補修が行われている。</p> <p>最近、自治体を実施した点検の精度を問題視するかのよう報道がされており、構造物を管理する各担当課は、構造物等の特性を認識し管理に万全を期していただきたい。</p>	<p>実際、坑内壁面クラックからの漏水量について監査以後、1月と4月に測定を試みたが、漏水が凍結、または未流出であったため測定はまだ行っていない。今後、漏水の流出量を定期で測定し、県並び道路メンテナンス会議等の指導を仰ぎながら、効果的な補修対応を模索していきたい。</p> <p>次回の定期点検時期は平成30年度を予定している。</p> <p>トンネルの日常管理として、外出時の巡視において車道両側の地覆脇に土砂堆積が確認された場合は土砂を撤去し、また冬期間の漏水凍結（つらら・路面凍結）による通行者への事故防止のためつらら等の除去を行ってきた。</p>	<p>都市建設課</p>

平成26年度 財政援助団体等に対する監査（平成25年度補助金等に関する事務）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年6月2日（柴監告示第5号）  
 (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日  
 (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 施設管理の在り方について                      公園に設置しているトイレ等が壊されるといふ事案が発生していることから、既存のトイレ設備を撤去したり、新設の公園にはトイレを設置しない等の対応を行っている。                      しかしながら、公園のトイレは、公園利用のみに限らず（早朝の散歩、ウォーキング、町外からの来訪者等）様々な目的で利用されているため、安易に撤去や非設置の方向ではなく、防犯カメラ等犯罪抑止効果のある装置を設置するなどの対応策を検討し、トイレ設備を快適に利用してもらえるような維持管理に努めていただきたい。</p>	<p>壊された新生公園のトイレについては、建替えを行った。また、警察による公園周辺の警邏巡回の強化を依頼した。                      今後も、既設トイレを撤去することなく、修繕更新していく。また、新設する公園については、今まで同様、設置される行政区民や一般の利用者を含め、広く意見を伺いながら進めていく。</p>	都市建設課
<p>(2) 学習田事業の在り方について                      「水稻栽培から働く喜びと創造する楽しさを体験し、人間形成に資する」という目的で学習田事業を実施しているが、時代の変化とともに水田がバケツや中庭に変わったり、中止してしまった学校がある。                      働く喜びと創造する楽しさを体験させ、人間形成の一助にしようとする学習田事業は、幼少期の児童にとって必要な学習の場であると考えられる。そのため未実施の学校については、実施している学校に参加したり、農家の協力をいただくなど、事業実施に向けた検討を行い学習田事業の目的である人間形成を図っていただきたい。現在、水稻に重点を置いているが、他の作物等も考えられるので検討すべきではないか。                      また、協力いただいている農家には相応の対応を行い事業継続しやすい環境づくりを考慮していただきたい。</p>	<p>町内すべての小学校を対象にしているが、農地の宅地化などにより学校周辺の農地を利用するのが困難な状況から取り組んでいない小学校もある。                      未実施校については、どのような方法であれば取り組みが可能かを地域性も踏まえて小学校側と協議していきたい。                      また、協力いただいている農家の方には今後も継続してお世話いただけるよう中継役として引き続き対応していく。                      平成27年度からは「アグリチャレンジ事業」に事業名を改め、状況に応じて水稻以外に畑作物の取り組みも可能とする施策として進める。</p>	農政課
<p>(3) 超未熟児対策について                      超未熟児の養育に行政はどう関わるかについての問題提起があった。                      町での超未熟児の出生を健康推進課や福祉課は把握しており、発達障害児の発生率も高まると捉えているが、今後、成長に合わせて関わっていくであろう町</p>	<p>未熟児養育医療制度を利用した子どもに対しては、地域担当保健師が定期的に訪問し、子どもの成長の節目節目において成長の状況を確認しながら、医療機関等の関係機関と連携した支援を行っている。                      引き続き、定期的な訪問、面接を実施</p>	健康推進課

<p>の施設担当課においても認識を共有していただきたい。</p> <p>超未熟児を含め子供達の成長をどこまで、どのようにサポートしていくのか、今後の町の方向性を検討していただきたい。</p>	<p>し、関係機関と連携を密にし、継続して子どもの成長に合わせた支援を行っていく。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------	--

平成26年度 財政援助団体等に対する監査（平成25年度補助金等に関する団体）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年7月2日（柴監告示第6号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）		措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○指定管理基本協定への図面添付について</p> <p>平成26年度から5か年にわたる指定管理者による施設の管理が次のとおり行われる。</p>		<p>指定管理者が指定管理範囲が容易にわかるよう図面を添付した。</p>	都市建設課
		<p>指定管理者が指定管理範囲が容易にわかるよう図面を添付した。</p>	福祉課
指定管理団体	公の施設	<p>指定管理者が指定管理範囲が容易にわかるよう図面を添付した。</p>	商工観光課
柴田町シルバー人材センター	船岡駅及び槻木駅の各駐車場及び各自転車駐車場	<p>指定管理者が指定管理範囲が容易にわかるよう図面を添付した。</p>	農政課
柴田町社会福祉協議会	柴田町地域活動支援センター（しらさぎ及びもみのき） 柴田町地域福祉センター		
柴田町観光物産協会	柴田町観光物産交流館、柴田町船岡城址公園スロープカー及び柴田町太陽の村		
<p>指定管理に係る基本協定については、管理の方法、対象物管理の方法を明示（図示する等）すべきと平成25年7月4日付柴監告示第8号で指摘を行ったところであり、新たに締結された各施設の指定管理基本協定には委託する施設の管理範囲と備品が明記されているが、管理範囲を示す図面は添付されていない。</p> <p>公共施設の指定管理の委託先が、今後同一団体になるとは限らないため、契約行為に当たっては公平・公正の原則を担保することからも指定管理業務内容を把握できる図面を含めた書類を添付すべきである。</p>			

<p>○駐輪場の防犯カメラについて</p> <p>駐輪場には事故・防犯対策として防犯カメラが設置されている。同時期に設置されたダミーカメラは平成25年12月26日に撤去された。</p> <p>ダミーカメラが撤去されたことで、カメラ群の監視効果が薄くなり、犯罪の抑止にも影響する。犯罪を防止するためにカメラの配置を工夫するとともに、駐輪場全体が把握できるよう映像記録可能なカメラの台数を検討していただきたい。</p>	<p>カメラの位置調整を行い、全体がカバーできるようにした。また、防犯上の事案が比較的多く発生している槻木駅西駐輪場については、防犯協会の協力をいただき、カメラを2基新設し、犯罪の抑止や防止を図った。</p>	<p>都市建設課</p>
<p>○商店街をにぎわいのある場に</p> <p>柴田町には船岡地区に5つ、槻木地区に3つの商店会があるが、いずれの商店会においても空き店舗が出ている。</p> <p>商工会では、商店街のにぎわいを取り戻すために空き店舗を活用した「憩いの場」をつくり、町内外からの集客を目指すことを町と一緒に考えるとともに、商工会独自の取組として経営指導の一環で「商店は自らが活路を見出すことも必要」と説いている。</p> <p>町は空き店舗を活用するなど、柴田町商工会や柴田町観光物産協会に加えて福祉分野を担う柴田町社会福祉協議会と連携しながら、町民や観光客の足が街中に向くように更なる工夫をしていただきたい。</p>	<p>国の補助金を活用し、新たな商品開発と販売に取り組もうとするお店の動きがあることから、商工会と連携しやる気のある商店の支援を行い、商店街の賑わいを取り戻していく。</p>	<p>商工観光課</p>

平成26年度 定期監査（各課等の事務事業）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年8月19日（柴監告示第10号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○各種構想等検討会の構成について</p> <p>事業やプランを立ち上げるに当たって、町民から検討会の委員を募り、若干の有識者を加えて検討会を組織し、事業等の方向性を議論する傾向がみられる。</p> <p>町民の意見を事業に反映させるという考え方は、時代のなりゆきとして当を得たものと理解しているが、検討会の委員と事務局を担う所管課職員による議論で事業の性格が決められているように思わ</p>	<p>町民の目線に立って仕事を遂行すること。そして、他部門で策定する個別計画にあっても、日常業務との関連性を追求しようとする当事者意識を持つことは、全職員が持つべき心構えである。そのことによって、役場と町民の信頼関係が築かれ、スムーズな行政運営が図られるものと考えられる。今回の指摘を真摯に受け止め、各課での個別計画策定に当たっては、原案ができた段階で「庁議」に付</p>	<p>まちづくり政策課</p>

<p>れる。</p> <p>町が検討会を作り実施するほどの事業やプランは、町民の意見や要望も多く、事業に含まれる要素も多岐にわたることが考えられるため、担当する一つの課だけで完結できるほど単純とは思われない。</p> <p>このような事業等は将来に至るまで町の指針として残ることから、関係部署も参加させた検討会で議論し、オール柴田の計画として作成していただきたい。</p>	<p>して、横の連携を深めるための意見調整の機会を、必ず設定することとした。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------	--

平成26年度 随時監査（平成26年度工事請負・委託等契約（上期））

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年11月11日（柴監告示第11号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>○地域防災計画改訂業務委託に関連して</p> <p>柴田町防災会議委員として、学識経験者も含め女性委員が6名選出され、女性の視点からも防災計画が見直されることになった。</p> <p>防災計画の改訂に当たっては、防災ハザードマップも見直されることになると思うが、浸水区域の見直しも併せて行っていただきたい。</p> <p>現在のハザードマップは、国が管理する阿武隈川が破堤した場合の浸水区域のみの表示で、白石川の破堤に伴う浸水区域が表示されていない。</p> <p>阿武隈川と白石川の破堤が重複した場合を想定した浸水区域を指定する必要があるのではないか、白石川を管理する宮城県に破堤氾濫想定区域を示してもらう必要があり、協力を求めていくべきである。</p>	<p>平成26年11月30日に開催した町消防団幹部会講師の大河原土木事務所河川砂防第2班に、白石川の破堤氾濫想定区域の早期調査をしていただくよう要望した。</p>	<p>総務課</p>
<p>○（仮称）里山ガーデンハウスの管理について</p> <p>10月議会に補正予算として（仮称）里山ガーデンハウスの建設費が計上され、桜の開花に合わせた年度内の完成を目指すことになるが、施設の維持管理に当</p>	<p>施設の開け閉めと清掃が主な業務で、人件費や汲み取り料、消耗品等の維持管理費用の実績を見ながら、指定管理料等に反映させていく。</p>	<p>商工観光課</p>

<p>たつては、防犯カメラ等の設備も含め、必要と思われる項目を積算して経費を計上するなど、適切な管理が行われるようにしていただきたい。</p>		
<p>○西住公民館下水道切替工事の随意契約に関連して      本工事は6者による指名競争入札であったが、不調により最低価格者と随意契約を行った。      入札不調の原因は、安全管理費（交通整理員の見方）の考え方のようであるが、同様の入札不調案件が近年複数発生しており、積算に当たっては現場条件の把握とともに、交通整理員の役割と配置について検討し、適切に行っていただきたい。</p>	<p>的確な現場条件の把握、最新の労務単価の適用等、適切な施工条件設定を徹底するよう関係課へ周知した。</p>	<p>財 政 課</p>

平成26年度 定期監査(平成26年度社会教育施設:財務事務の執行及び財産の管理状況)

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成27年2月23日 (柴監告示第1号)
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>公共施設マネジメントについて          公共施設マネジメントは、造られてきた構造物の現況を把握し、管理方針を定めて最少の費用で的確に維持管理を行っていくことにあるが、方針が定まらないことを理由に必要不可欠な維持管理まで制限するものではないと考える。</p>	<p>公共施設管理計画を平成27年度及び平成28年度の2カ年で策定するが、これまで同様、修繕料については各施設の管理者から状況を聴取し、緊急性・危険性を優先に予算措置を行っており、「公共施設管理計画」策定までは、これまでの方針通り予算措置を行っていく。</p>	<p>財 政 課</p>
<p>監査を通して感じたのは、「公共施設マネジメントの基になる管理台帳が整備されるのを待つ」という受け身の対応となっているということである。施設管理者等は、修繕の必要性を整理し改善に向けた努力をしていくべきである。</p>	<p>現在は、財政課所管で「公共施設管理計画」を進めており、平成27年度及び平成28年度の2ヶ年で策定する予定である。</p>	<p>都市建設課</p>

平成26年度 定期監査(福祉関係施設:平成26年度財務事務の執行及び財産の管理状況)

(1) 監査の結果の公表年月日 平成27年2月27日 (柴監告示第2号)

(2) 措置通知があった年月日 平成27年7月27日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)	措置を講じた課等
<p>保育事業について</p> <p>各保育所・児童館・むつみ学園等の監査で感じたのは、保育士の職務と活動を通して幼児・児童・生徒の成長と合わせ保護者の意識も変わっていく様子が発信されていないことである。例えば、協調性に欠ける中学生が保育園児と関わる中で、積極的に園児と交わっていく様子や、むつみ学園児が保育所児童と関わる中で成長していく過程や保育現場と小中学校が連携していることを、町民はじめ多くの方々が知る機会がない。</p> <p>各施設の創意工夫を凝らした取組は、成長過程にある幼児・児童・生徒が人を思いやることの大切さを学ぶ良い機会であり、知識を吸収する場にもなっている。保護者にとっても、これらの機会を通して得られるものは子育てに欠かせないのではないか。保育現場の実態と事業の成果を町民に理解してもらうことが「住みたくなる柴田町」につながっていくものと思われる。</p>	<p>町ホームページの保育所日記の更新を適宜行うとともに、まちづくり政策課と連携し情報発信していく。</p>	<p>子ども家庭課</p>